

申請について よくある質問

問 1	「工事」と「コンサルタント等」「物品・役務」のいずれか2つ、もしくは全てを申請登録することはできますか？
回 答	申請登録は可能ですが、「工事」「コンサルタント等」「物品・役務」はそれぞれ別々の申請が必要です。それぞれに納税証明（複写可）等が必要で、「使用印鑑届・委任状」等は、それぞれに必要です。フラットファイル等の送付の時は、 <u>できる限り1つの封筒に同封して下さい。</u>

問 2	【納税証明書】は本社（店）又は支社（店）、どちらの納税証明書を提出するのですか？
回 答	組合と本社（店）で契約される場合については、本社（店）の納税証明書を提出してください。契約の権限を支社（店）へ委任する場合は、支店の所在する市区町村で取得した納税証明書を提出してください。なお、国税については本社（店）の納税証明書を提出してください。 ※支店が開設して間もなく、支店の納税証明書を2年間分提出できない場合については、問5を参照ください。

問 3	【固定資産税及び都市計画税にかかる誓約書】とはどんな時に提出するのですか？
回 答	「土地家屋にかかる固定資産税及び都市計画税」及び「償却資産にかかる固定資産税」について両方またはどちらかが課税対象外の場合、あるいは直前2年度の中で納税証明書が発行されない期間がある場合は、発行される納税証明書に加えて【固定資産税及び都市計画税にかかる誓約書】を提出してください。なお、市町村税について未納がないことを示す証明書を提出できる場合は、【固定資産税及び都市計画税にかかる誓約書】を提出する必要はありません。

問 4	法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の所在地と、実務上の所在地が異なる場合の【営業状況調書】の所在地はどちらで記載するのですか？
回 答	入札参加資格審査申請書（物品様式1）には、登記上の所在地と実務上の所在地を併記してください。その他の書類には実務上の所在地（入札、見積、契約の締結及び代金の請求等で使用する所在地）を記載してください。 工事においては、許可を受けている所在地を記載してください。

問 5	支社（店）で契約したいが支社（店）が開設して間も無く、納税証明書が2年間分提出できない場合はどのようにしたらいいですか？
回 答	支店の納税証明書の代わりとして、本店の納税証明書を不足分提出してください（例：支店での納税証明書を1年間分提出できる場合については、本店の納税証明書は残りの1年間分提出してください）。それに加え、支店の開設届の写し等、支店を設立した時期のわかる書類を添付してください。

問 6	法人化して期間が経過してないため、法人用の書類が全て提出できないのですが？
回 答	「引続き2年以上その事業を営んでいること」が申請者の条件となりますが、法人化して2年を経過していない場合は、個人で事業をおこなっていたときと合算して2年間事業を営んでいることを示していただく必要があります。個人から法人へと事業を継承していることを示す書類として、個人事業廃業届（複写）と法人設立等申請書（複写）（いずれも税務署提出分で、旧新の屋号などが確認できるもの）及び定款（写し）を提出してください。また、法人として直前2年間の「納税証明書（法人）」「決算報告書（貸借対照表・損益計算書）」のうち、提出できない期間分について個人の「納税証明書（個人）」「所得税申告書（【所得税の確定申告書】及び【貸借対照表・損益計算書（収支内訳書）】等）」を提出してください。

問 7	会社分割等によって新設したばかりの会社の場合、書類提出はどうしたらいいですか？
回 答	「引続き2年以上その事業を営んでいること」を示す書類として、他の提出書類に加え、会社分割の経過がわかる書類（「株主総会議事録の写し」「会社分割契約書の写し」）及び分割前の会社の法人登記簿謄本（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）を提出してください。また、直前2年間の「納税証明書」、直前1年間の「決算報告書（貸借対照表・損益計算書）」のうち、新設会社での提出ができない期間については、分割前の会社の「納税証明書」「決算報告書」を提出してください。

問 8	同族会社の登録は可能ですか？
回 答	可能ですが、同一入札への参加は認めていません。

問 9	白色申告の場合、決算報告書の貸借対照表が無いのですがどうしたらよいですか？
回 答	青色申告（65 万円控除）以外の場合については、貸借対照表を提出していただく必要はありません。